

議案第 6 号

逗子市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

逗子市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 22 日 提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 7 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学に相当する外国の大学

(これに準じる教育施設を含む。)であって外国に所在するものにおける修学(前2号に掲げるものに該当するものを除く。)

- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準じる事由として任命権者が定めるもの
(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。)が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

- 2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準じると認める事情とする。

- 3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
(2) 配偶者同行休業をしている職員が、逗子市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和35年逗子市規則第11号)別表第4に規定する出産休暇を取得することとなったこと。
(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第3項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に

復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(配偶者同行休業をした職員の退職手当の取扱い)

第11条 逗子市職員の退職手当に関する条例(昭和28年逗子市条例第5号。以下「退職手当条例」という。)第5条の8及び第6条の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第5条の8第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(逗子市職員定数条例の一部改正)

2 逗子市職員定数条例(昭和26年逗子市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「育児休業」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の4第1項に規定する休業」に改める。

(逗子市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

3 逗子市職員の育児休業等に関する条例(平成4年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員

第7条第2項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された」

を「第2条第1号及び第2号に掲げる」に改め、同条第2号中「逗子市職員の定年等に関する条例(昭和59年逗子市条例第6号)」を「逗子市職員の定年等に関する条例」に改める。

(逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

4 逗子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年逗子市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5月末」を「9月末」に改める。

第3条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同条第8号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第4条中「5月末」を「9月末」に改める。

第5条中「8月末」を「12月末」に改める。

(逗子市職員給与条例の一部改正)

5 逗子市職員給与条例(昭和31年逗子市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第22条の3第4項」の次に「、同法第26条の6第7項第2号」を加える。

(提案理由)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定された配偶者同行休業制度を運用するに当たり、条例で定める要あるため提案する。